

## 家庭教育支援条例に係る検討にあたって

### 1 家庭教育支援及び子育て支援（※）に係る主な関係法律等の体系

#### (1) 家庭教育支援

##### ア 法律等

教育基本法では、家庭教育について国や地方公共団体の責務、保護者の責務や役割などが規定されている。

教育基本法に基づき、国は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために教育振興基本計画を策定しており、第3次教育振興基本計画には、教育政策の目標の一つとして、「家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進」が掲げられている。

##### イ 本県における計画

教育基本法において、地方公共団体は、国が策定した教育振興基本計画を考慮して、地域の実情に応じた計画策定の努力義務が課せられており、本県では、教育の総合的な指針となる「かながわ教育ビジョン」と、県全体の総合計画である「かながわグランドデザイン」の実施計画に位置付けた教育施策とを併せて、教育振興基本計画としている。

なお、「かながわ教育ビジョン」は、「かながわグランドデザイン」における教育分野の個別計画としていることから、「子育て・家庭教育への支援」を重点的な取組みとし、生涯にわたる自分づくりの基盤となる子育て・家庭教育の役割を大切にし、地域・学校など社会全体で、子育て・家庭教育を支援する取組みを進めることとして、具体的な施策を位置づけている（素案P3の「県教育委員会における子育て・家庭教育支援の取組」参照）。

#### (2) 子育て支援についての本県における計画等

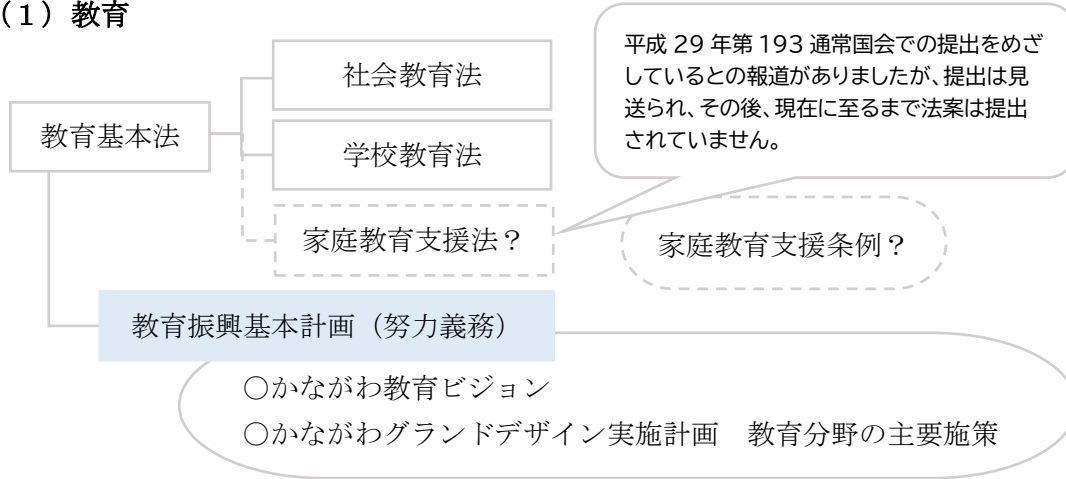
「かながわこどもみらいプラン」を平成27年に策定し、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の位置付けを併せ持つ計画として位置付けている。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の策定にあたり、次世代育成を推進するための基本条例を制定すべきとの県議会（平成17年2月定例会）からの提案があったことから、地域行動計画のプログラムに条例制定が盛り込まれ、「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」が平成19年3月に制定されている。

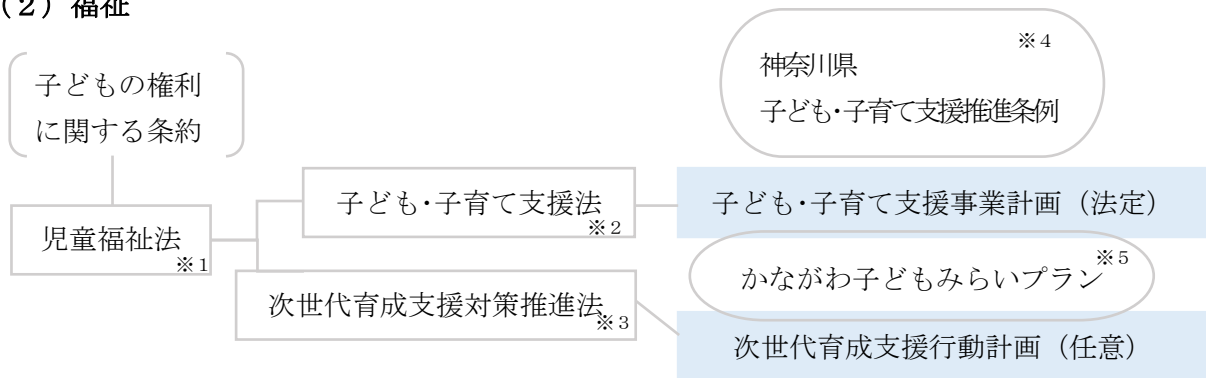
※ 平成14年3月に文部科学省の「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」中間報告において、「家庭教育は親の責任と喜び」とし、「社会の宝」として社会全体で子どもを育てることが提示されるころから、家庭教育支援の施策は子育て支援に近い形となってきたため、子育て支援に係る主な法律や計画も示す。

□…法律（国が制定） ○…条例、計画（県が制定） 点線は未制定

## (1) 教育



## (2) 福祉



※県が策定している条例や計画は、県HP等で広く公開しています。

- ※1 昭和 22 年制定。平成 28 年の改正で、①理念として「児童の権利条約の精神にのっとり」と明記 ②児童育成の第一義的責任が保護者にあることが明記された。また、同法第 3 条には、「前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。」と規定される。
- ※2 平成 24 年制定。第 1 条（目的）には、「児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、（中略）子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い（以下略）」とある。
- ※3 平成 15 年、10 年間の時限立法として制定。次世代育成について、主には事業者の取組を促す法律。一定規模の事業者に対し、従業員の仕事と子育てに関する「行動計画」の策定を義務付けており、計画で定めた目標を達成するなど、一定の要件と満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができる。
- ※4 平成 19 年 3 月、次世代育成支援対策推進法の地域行動計画「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」の取組として制定。「かながわ子どもみらいプラン」策定後も、引き続き、当該計画の推進条例として位置づけられている。
- ※5 平成 17 年 3 月、次世代育成支援対策推進法の地域行動計画として「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」を策定。その後、10 年間の時限立法である次世代育成支援対策推進法の期限が延長されるとともに、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法が制定され、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられたことから、子ども・子育て支援施策と次世代育成支援

施策を総合的に進めていくための「かながわ子どもみらいプラン」が平成27年3月に策定された。

**【参考】子育て支援関連の条例、計画の策定経緯（下線が国の動き）**

- 平成15年7月 「次世代育成支援対策推進法」（都道府県に地域行動計画の策定義務付け）  
「改正児童福祉法」（地域の子育て支援を市町村の役割として法定）
- 平成16年6月 神奈川県次世代育成支援対策推進会議 設置（～平成19年9月廃止）
- 平成17年3月 「かながわぐるみ・子ども家庭応援プラン」策定（次世代育成支援対策推進法にもとづく地域行動計画）  
※プランの策定にあたり、県議会（平成17年2月定例会）において“次世代育成を推進するための基本条例を制定すべき”との提案があったことから、プランの重要プログラムの一つとして条例の制定が盛り込まれた。
- 平成19年3月 「神奈川県子ども・子育て支援推進条例」
- 平成22年 「子ども・子育てビジョン」＜閣議決定＞（少子化対策から子育て支援へ）
- 平成24年8月 「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」等）
- 平成24年9月 神奈川県子ども・子育て会議設置
- 平成26年4月 「次世代育成支援対策推進法」改正（地域行動計画の策定が任意に）
- 平成27年3月 「かながわ子どもみらいプラン」
- 平成27年4月 子ども・子育て支援新制度本格施行
- （参考資料：「かながわ子どもみらいプラン（平成27年3月）」）

**2 主な関係法律等の内容（別紙）－関係法律等で規定されている内容**

**3 条例制定の考え方**

**（1）条例の効果**

一般論として、条例制定の効果として、予算の確保や拡充、施策や事業の継続、住民の意識を変える手段などが想定される。

**（2）条例で規定すべき事項**

ア 条例により規定することが法令で求められているもの（必要的条例事項）

○住民の権利を制限し、又は義務を課す事項（地自法14条第2項）

各種許認可、届出、禁止事項、罰則 等

○個別法令により条例に委任されている事項

行政機関、附属機関、手数料、地方税、定数、勤務条件 等

イ 条例を定めて実施するかどうか任意に任された事項（任意的条例事項）

○必要的条例事項ではないが、議会の議決を経て、法規範として定めることが要請される事項

・ 県、事業者、県民の責務を訓示的に定めて社会を方向付ける事項

・ 県行政の運営の基本的事項 等

**（3）条例制定を検討する視点**

→必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の各視点で検討する必要がある。

【条例化の「必要性」について、考えられる論点（例）】

限られた資源の中で、条例を制定して対応する必要があるかどうかを考える

ア 家庭教育支援を推進するには、既存の法律、条例、計画等（以下、法律等）で十分機能すると考えるかどうか。

例えば…

A 条例制定によって、より積極的な取組が担保される



B 理念的な条例よりも教育に係る計画等への位置づけが具体的な施策につなげやすい

イ 既存の法律等に加えて家庭教育支援条例制定が必要となる神奈川県独自の特性があるかどうか

例えば…

A 神奈川県では、安心して子どもを産み育てられる環境が整っていることについて満たされていないと考える人が、約4割いる（※1）ことから、子育て支援の条例に加えて、家庭教育条例を制定して、より一層の環境整備を進めることが必要



B 子育てに関する不安や悩みを抱えている保護者は全国で約7割と多い（※2）。また、神奈川県は子育て支援の条例が既に制定されている。さらに、家庭教育支援の条例を制定した場合、両者の目的の違いが分かりにくい

※1 令和3年度県民ニーズ調査

※2 令和2年度文科省委託調査「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実に向けた保護者の意識に関する実態把握調査～」

ウ 国の施策との整合性についてどう考えるか

例えば…

A 国の施策の動向や法制化等に関わりなく、県が独自に条例を制定して取り組むべき



B 国の施策の方向性を踏まえながら、県に求められる役割を検討すべきであり、現段階では、条例を制定する必要はない。

(参考) 条例化の判断規準

条例を制定する場合	条例制定以外の手法による場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>○法的解決が必要な課題である</li> <li>○既存の法令、条例では解決できない。</li> <li>○県行政が解決すべき課題である。</li> <li>○計画、予算事業による対応では不十分である。</li> <li>○広く県民による遵守が期待できる。</li> <li>○憲法、法令に抵触しない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予算事業、行政指導により柔軟に対応する方が効果的である。</li> <li>○国、市町村が対応すべき課題である。</li> <li>○民々による解決や道徳規範にゆだねるべき課題である。</li> <li>○既存の法令、条例の運用で対応が可能である。</li> <li>○法令上疑義がある。</li> </ul>